

**花の拠点センターハウスにおける
自動販売機（飲料水等）設置許可申請候補者選定結果（報告）**

令和 2 年 1 0 月

恵庭市経済部花と緑・観光課

1. 公募の根拠・趣旨

本件は、花の拠点センターハウス（以下「センターハウス」という。）内に自動販売機の設置及び管理運営をしていただく事業予定者を選定したものです。

現在、花の拠点では、センターハウスを整備しています（令和 2 年 11 月 11 日オープン予定）。そこで、利用者の便宜を考慮し、自動販売機の設置は必要なものと考えていることから、センターハウスが都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に規定する都市公園内の区域内にあることに着目し、同法の規定に基づき、自動販売機の設置を認めることとします。

都市公園内に設置する自動販売機は、都市公園法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する「売店」に該当します。同法第 5 条第 1 項では、市以外の者が売店を設ける場合は、市の許可を受けることになっていることから、今回の選定に係る募集は、売上に対する使用料の最も高い割合を提案した者を同法第 5 条第 1 項の設置許可申請を行う候補者として決定するものです。

2. 募集条件

売上に対する最低割合以上の割合を設置区画ごとに提案していただきました。

区画	販売品目	寸法	売上額に対する最低割合
区画①	飲料水等	幅 1,200 mm以内 奥行 760 mm以内 高さ 1,850 mm以内	売上額の 20%以上 (電気代を含む)
区画②	飲料水等	幅 1,400 mm以内 奥行 760 mm以内 高さ 1,850 mm以内 ※バリアフリータイプ	売上額の 15%以上 (電気代を含む)
区画③	飲料水等	幅 1,400 mm以内 奥行 860 mm以内 高さ 1,850 mm以内	売上額の 20%以上 (電気代を含む)

- 1) 公募の対象となる自動販売機の隣接区画には、情報提供・災害対応を目的とした北海道開発局の「おしらせ道ねっと」の対象となる自動販売機が 1 台が設置予定であり、11 月以降も同じ区画に配置することとしており、今回の公募の対象外としました。
- 2) 公募の対象となる自動販売機の隣接区画には、子育て応援自動販売機の設置を目的とした北海道開発局との連携事業による自動販売機が 3 台あり、11 月以降も同じ区

画に配置を認めることとしており、今回の公募の対象外としました。

3. 募集経過・今後の手続き

選定要項公表	令和2年10月 1日 (木)
質問書受付	令和2年10月 6日 (火) 17時まで
質問書への回答	質問書の提出が無かったため回答不要
応募書類の受付	令和2年10月14日 (水) 必着
設置管理許可候補者の決定等	令和2年10月19日
設置管理許可申請書の提出期限	令和2年10月30日 (金) まで
自動販売機の設置	令和2年11月 2日 (火) 以降

4. 応募事業者

期限までに2社から応募書類の提出があり、その全てに応募資格があることを確認しております。

5. 決定事業者

担当課職員により応募書類を確認し、区画ごとに売上に対する使用料の最も高い割合を提案した者をそれぞれの区画における都市公園法第5条第1項の設置許可申請を行う候補者として決定しました。

区	決定事業者名	連絡先	自動販売機の寸法
1	応募事業者なし		
2	ネオス株式会社	011-871-8500	幅1,400×奥行760×高さ1,850
3	ネオス株式会社	011-871-8500	幅1,400×奥行760×高さ1,850

※連絡先は、応募申込書類に記入された電話連絡先を記載しております。